

青森県報

第三千九百四十六号

平成二十七年
一月十九日
(月曜日)

目次

告 示

広域連合の規約の変更……………	(市町村課) ……	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課) ……	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(同) ……	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) ……	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同) ……	二
家畜伝染病の発生……………	(畜産課) ……	二
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………	(県民生生活文化課) ……	二
都市計画の変更案の縦覧……………	(都市計画課) ……	三
建設業者の許可の取消し……………	(中南地域民局) ……	三
公安委員会		
駐車監視員資格者講習の実施……………	(交通指導課) ……	三

告 示

示

青森県告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、津軽広域連合の規約の変更を平成二十七年一月八日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

平成二十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 氏 名 又 は 名	指定居宅サービス事業者	
	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類
株 式 会 社 ク ー ア ラ イ フ 青 森	青 森 市 卸 町 三 の 五	訪 問 介 護
名 称	居 宅 服 務 事 業 者 行 っ 所	
株 式 会 社 ク ー ア ラ イ フ 青 森 十 和 田 営 業 所	十 和 田 市 大 字 洞 内 字 後 野 三 三 一 一 五	
所 在 地	指 定 年 月 日	
	平 成 二 七 一 六	

青森県告示第二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	届出の年月日	廃止の年月日
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐	一字石田一二一の	訪問介護	平成の家	弘前市大字独狐の	平成二〇・三	平成二〇・三
指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	届出の年月日	廃止の年月日
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐	一字石田一二一の	訪問介護	平成の家	弘前市大字独狐の	平成二〇・三	平成二〇・三

青森県告示第二十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定の年月日
株式会社青森アライフ	青森市卸町三の五		訪問介護	株式会社青森アライフ	十和田市大字洞内字後野三三一の五	平成二七・一・六

青森県告示第二十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	届出の年月日	廃止の年月日
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐	一字石田一二一の	訪問介護	平成の家	弘前市大字独狐の	平成二〇・三	平成二〇・三

青森県告示第二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨネ病	牛	患者	一	十和田市	平成二七・一・五

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鶴田町高齢者生活応援隊ゆいのかい

三 代表者の氏名

澁谷 丞治

四 主たる事務所の所在地

北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松一―一六の四

五 定款に記載された目的

この法人は、鶴田町を中心とした高齢者や心身障害者（以下、高齢者等という。）に対し、その要求に応じて日常生活の支援に関する事業を行い、高齢者等が住み慣れた環境の中で安心して暮らし続けるための応援をすることにより、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり八戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

八戸都市計画区域における道路に関する都市計画（三・三・八号白銀市川環状線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

八戸市大字田面木字法霊林の一部

2 追加される土地の区域

八戸市大字田面木字法霊林、字中明戸、大字尻内町字尻内河原、字沢ノ田、字六百刈、字島田、字鴨田の各一部

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、八戸市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十七年一月二十日から同年二月二日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 對馬工業

二 氏名 對馬 利彦

三 主たる営業所の所在地 平川市柏木町東田四三の二―

四 許可番号 青森県知事許可（般 二―）第二〇二六〇号

五 取消年月日 平成二十六年十二月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年十二月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定

する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年
国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定により公示する。

平成二十七年一月十九日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 講習等の期日

1 講習

平成二十七年二月二十三日及び同月二十四日午前八時五十分から午後五時三十分まで

2 修了考査

（受付時間 両日とも午前八時三十分から午前八時四十五分まで）
平成二十七年三月二日午前九時から午前十時まで

（受付時間 午前八時三十分から午前八時四十五分まで）

二 講習等の場所

青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県運転免許センター二階第一、第三会議室

三 受講定員

十名程度

四 受講申込方法等

1 申込期間

平成二十七年二月十六日から同月二十日まで
（受付時間 午前九時から午後四時まで）

2 申込場所（問い合わせ先）

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部交通部交通指導課指導取締係

電話〇一七 七二三 四二二一 内線五一三三四

3 申込方法

受講申込者本人が、次の書類等を四の2の申込場所に直接持参して申し込むこと。

なお、申込書は、交通指導課で受領するか、又は青森県警察ホームページからダウンロードして使用すること。

（一） 駐車監視員資格者講習受講申込書

（二） 講習手数料一万九千円（青森県収入証紙で納付すること。）

4 その他

申込時、講習受講日及び修了考査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分証明書類を提示すること。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭